

1. 事業区分及びその規制の方法 (届出制・許可制等)

労働者派遣	届出制	<ul style="list-style-type: none"> ・人材派遣会社設立の届出を県の労働雇用・職業訓練局 (DDTEFP) の労働監督官に提出 (労働法典 L. 1251-45 条)。 ・派遣労働者の賃金や社会保険料の支払いの保証：信用保証協会や信用保証会社など保証機関や保険会社・銀行などの金融機関等による財務的な保証を得る必要がある (労働法典 L. 1251-50 条)。
	派遣禁止職種・業務	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて危険な (化学物質に接する) 業務に、派遣労働者及び有期雇用契約の労働者の配置を禁止 (労働法典 L. 4154-1 条)。 ・危険物質としてアスベストやガス性塩素、ホスゲン等を列挙 (労働法典 D. 4154-1 条)。
職業紹介	規制無し	<ul style="list-style-type: none"> ・2005 年社会統合計画法の成立により、従来の公共職業安定所 (ANPE) による独占的な職業紹介事業が終了 (届出制)。 ・2010 年 7 月 23 日法により当局への届出制も廃止、無規制。
	例外 (届出制) の職種	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台芸術家 (舞台俳優やオペラ歌手、演奏家など) の職業紹介事業を行う場合は届出制 (L. 7121-9~17 条)。
労働者の委託募集、募集情報提供	規制無し	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の募集・採用代行業務 = 許可を得る必要はない。

2. 規制の歴史 (規制緩和の経緯等) 【職業紹介事業に関する規制緩和の経緯】

2-1 2005 年 1 月 18 日の法律第 2005-32 号: 社会統合計画法 (Loi n° 2005-32 du 18 janvier 2005 portant programmation pour la cohésion sociale)

(背景)

2005 年法以前にも、実際には民間の職業紹介事業者やヘッド・ハンティング業者は存在しており、実態としての ANPE (公共職業安定所) による独占は崩れつつあった。また、求人情報を ANPE へ提出せずに従業員を募集することも少なくなかった。

【ANPEによる職業紹介事業の独占の廃止】 = 【届出制へ】

- ・「雇用に関する公共サービス事業には、職業紹介事業を含み、…公的及び民間の組織は、（職業紹介事業を含む）雇用に関する公共サービス事業に参入することができる」（社会統合計画法第1条の3、労働法典 L311-1（当時））
- ・ANPE への届出義務規定（労働法典 L311-2 条（当時））の削除（社会統合計画法の第1条の8）
- ・当初、営利の事業として職業紹介を行うことができるのは、労働市場に関する十分な知識、採用や就職に関する助言をするためのノウハウがある企業のみ制限、事前の当局への届出の義務付け（労働法典 L. 312-1 条（当時））。

2-2 2010年7月23日の法律第2010-853号(Loi n° 2010-853 du 23 juillet 2010 relative aux réseaux consulaires, au commerce, à l'artisanat et aux services)

【届出制の廃止】

- ・2010年7月23日の法律第29条の4により、本来の事業の内容を問わず、全ての公的・私的企業に対して職業紹介事業が解禁され、当局への届出制も廃止され無規制となった。

【職業紹介事業者に対する禁止事項等】

- ・職業紹介事業者は求職者に対して、直接的・間接的な費用を請求することは禁止されている（労働法典 L5321-3 条）。

2-3 『2010年7月23日の法律 影響調査報告書』(*)による評価

- ・2010年7月23日の法律によって、職業紹介サービス提供業の自由な設立や自由なサービスの移動への障害を取り除くことになり、職業紹介事業への参入を促し、競争が生まれ、同産業の新たな発展につながる（2010年7月23日法の影響調査報告書の pp. 50-53）。

* Etude d'impact Projet de loi relatif aux réseaux consulaires, au commerce, à l'artisanat et aux services (Juin 2009)